

NO	カテゴリ	標題	質問	回答	発出日	受付日
1	訪問介護	訪問介護の単価について	利用者様が、自分でできているのに(掃除・調理・洗濯)自分でしなくなる、依存しているケースが多い。利用料が安すぎるのではないか?	<p>① 現行の介護予防訪問介護等に相当するサービスについては、介護給付の利用者負担割合(原則1割、一定以上所得者は2割)等を勘案し、市町村が定めますが、その下限は当該給付の利用者負担割合とすることとされています。(ガイドラインP108)</p> <p>② 奥州市では、現行相当のサービスについて、円滑な総合事業への移行を図るため、従来と同様の基準で実施します。</p> <p>③ 「総合事業における介護予防ケアマネジメントについては、適切なアセスメントの実施により、(…中略…)ケアプランを作成していくこととなる。」と明記されています。(ガイドラインP66) ご指摘の様なケースについては、適切なアセスメントに基づきサービス提供されるべきであると考えます。</p>	28.8.24	28.7.26
2	通所介護	通所介護の単価について	要支援2の利用者様について、 契約は一週間に2回利用で取り交わし、実績が月の1週目1回 2週目2回 3週目1回 4週目1回 、なった場合の単価計算はどのように取り扱うか?	契約はサービス計画に基づき締結されるものであることから、「事業対象者・要支援2(週2回程度の利用)の単価(3,377単位)」に該当します。	28.8.24	28.7.28
3	指定	事業所の指定について	平成30年4月以降の予防訪問介護・予防通所介護等の県からの指定についてはどうなるのか?	<p>① 平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に指定の更新を迎える予防給付の訪問介護や通所介護の事業所において、指定の更新をした場合には、予防給付の訪問介護、通所介護が完全に廃止されるまでの間の平成30年3月31日までが指定の有効期間となります。(9月30日版Q&A P67)</p> <p>② 平成30年度以降は、総合事業の訪問型サービス(第一号訪問事業)及び通所型サービス(第一号通所事業)のみとなり、予防訪問介護・予防通所介護サービスは平成30年3月末日をもって廃止となります。</p>	28.8.24	28.7.26
4	指定	実地指導	実地指導の県・市のあり方について	実地指導は原則、指定期間中に1回実施し現行の地域密着型サービス事業所と同様の指導方針とする予定です。	28.8.24	28.7.26
5	指定	契約等	契約書・重要事項説明書等のモデルの提示について	ホームページ等により、参考例を提示する予定です。	28.8.24	28.7.26

NO	カテゴリ	標題	質問	回答	発出日	受付日
6	移行について	移行時期の取り扱いについて	利用者の総合事業への移行時期の考え方について確認したい	<p>介護予防通所介護相当サービスに「要支援2で週1回程度利用の場合の単価」を設定したことにより、利用者が要支援の認定有効期間満了を待たずに総合事業への移行を希望することが考えられます。そのような場合には、要支援認定有効期間満了を待たずに総合事業へ移行することも可能となります。</p>	29.3.27	29.3.7
7	移行について	移行の手続きについて	平成29年4月以降の認定有効期間満了前に総合事業へ移行を希望する場合、どのような手続きが必要か？	<p>以下の手続きが必要となります。</p> <p>①利用者から、奥州市地域包括支援センターまたは委託居宅介護支援事業所の担当ケアマネジャーに、認定更新を待たずに総合事業へ移行したい旨を相談 ②担当ケアマネジャーによるケアマネジメントの実施 ③サービス事業の指定事業者との契約</p> <p>※「奥州市総合事業Q&A NO6」に該当する者が予防訪問介護を利用している場合、予防訪問介護も総合事業に移行することになるため、サービス提供事業所との契約が必要になります。</p> <p>※ 訪問・通所双方を利用する場合、両方総合事業での提供となります。どちらか一方が保険給付とはならないですし、どちらか一方が総合事業とはならないので御注意ください。</p>	29.3.27	29.3.7
8	移行について	移行の手続きについて	例えば、予防訪問介護を利用していた者が要支援認定有効期間満了前に、通所型サービスの利用を希望した場合、総合事業での契約になるのか？予防給付での契約になるのか？	<p>例の様な場合は、訪問・通所ともに総合事業での契約となります。</p> <p>※ 訪問・通所双方を利用する場合、両方総合事業での提供となります。どちらか一方が保険給付とはならないですし、どちらか一方が総合事業とはならないので御注意ください。</p>	29.3.27	29.3.16

NO	カテゴリ	標題	質問	回答	発出日	受付日
9	訪問介護 通所介護	総合事業の基本的な考え方について	予防訪問介護や予防通所介護のほかに、福祉用具の貸与や訪問看護等の利用がある利用者は、総合事業に移行するのか？	<p>①福祉用具貸与や訪問看護等、予防給付に残るサービスの利用の有無に関わらず、予防訪問(通所)介護を利用している方は全員が「総合事業の介護予防訪問(通所)介護相当サービス」の利用者に移行することになります。 したがって、平成29年3月31日現在予防訪問(通所)介護を利用している全ての方は平成29年度中にサービス提供事業所と総合事業での契約が必要になります。</p> <p>②これまで予防給付で行ってきた、介護予防訪問介護・介護予防通所介護は平成30年3月末日をもって廃止となります。</p>	29.3.27	29.3.16
10	訪問介護	初回加算の考え方について	これまで、予防給付で訪問介護を提供していた方が、平成29年4月以降総合事業の訪問型サービスに移行した場合、初回加算を算定して良いか？	<p>①サービスの初回加算の算定については、基本的には、指定居宅介護支援、指定介護予防支援における基準に準拠することとしており、①新規に介護予防ケアマネジメントを実施する場合(介護予防ケアマネジメントの実施が終了して二月以上経過したあとに、介護予防ケアマネジメントを実施する場合)、②要介護者が、要支援認定を受け、あるいはサービス事業対象者として介護予防ケアマネジメントを実施する場合に算定できると考えている。(平成27年1月19日版Q&A P22)</p> <p>②要支援者で予防訪問(通所)介護を利用していた者が、継続して要支援あるいは事業対象者として総合事業の訪問(通所)型サービスを利用する場合は、初回加算の算定を行うことはできません。</p>	29.3.27	29.3.21
11	事業対象者 認定	要支援認定申請中の被保険者に係る事業対象者認定申請手続きについて	認定の遅延等に伴い認定期間中の更新とならず、サービス利用に支障が出る可能性がある場合などにおいて、要介護(要支援)認定結果が判明するまでの間、サービス利用を控えることが想定される。このような場合において、事業対象者認定手続きを並行して行うことはできるか。	<p>原則は、要介護または要支援認定によることとしています。 サービス利用に影響が出る場合や非該当認定となる可能性がある場合などは、事業対象者認定手続きを並行して行うことも可能ですが、申請時において状況の確認を行いますので、市介護保険担当窓口にご相談してください。</p>	29.3.31	29.3.21

NO	カテゴリ	標題	質問	回答	発出日	受付日
12	通所介護	通所型サービスの個別サービス計画について	計画期間を1年に設定した介護予防サービス支援計画書を提出いただきました。通所介護事業所での個別サービス計画も期間を1年間にして作成してもよいでしょうか？現在は、運動機能向上計画は3カ月ごとに作成。支援計画は6カ月の期間で作成し、3カ月で中間評価を行っています。	<p>①奥州市としては、平成29年4月1日以降のケアプラン期間は「介護予防支援」「介護予防ケアマネジメント」ともに、最長12カ月とすることといたしました。(平成29年1月19日開催の事業所説明会資料P20より抜粋)</p> <p>②個別サービス計画については、「アセスメントや利用者の希望等を踏まえ居宅サービス計画の内容に沿って、個別サービスの目標や目標を達成するための具体的なサービス内容を記載します。作成に当たっては、利用者または家族に内容を説明し、利用者の同意を得るとともに、計画を利用者に交付します。作成後は実施状況を把握し、必要な場合には計画の変更を行います。」とされています。(平成24年4月版「介護保険制度解説」P203より抜粋)</p> <p>したがって、介護予防サービス計画の期間を上限に利用者毎に必要な期間で作成することが適当と考えます。なお、個別サービス計画の評価期間については必要に応じて実施してください。</p> <p>③運動機能向上計画については、「個別機能訓練を行う場合は、…(中略)その後3カ月ごとに1回以上(中略)訓練内容の見直し等を行う」(平成27年4月版「介護報酬の解釈3」P77より抜粋)との記載から、3カ月ごとの見直し等が必要になります。</p>	29.4.25	29.3.17
13	通所介護	通所型サービスの報酬算定について	要支援2の人で、月の初めは週1回利用だったが、月の途中で週2回利用(又は月の初めは週2回利用だったが、月の途中で週1回利用)に変更する場合のプラン作成と報酬算定方法はどうか。	<p>①認定区分の変更を伴わない利用回数の変更は、日割り請求の対象としていないことから、月額包括報酬で算定します。(平成27年3月31日老健局介護保険計画課・振興課・老人保健課／事務連絡)</p> <p>②利用者の状態の変化等により、当初の計画よりもサービスの提供が増減する場合でも「月単位定額報酬」の性格上、月途中の支給区分の変更は不要です。利用者の状態により翌月以降の介護予防サービス計画書の変更を検討してください。(平成27年4月版「介護報酬の解釈1」P947[注1]介護予防訪問介護費の支給区分に準じて取扱う)</p>	29.4.25	29.3.22
14	介護予防マネジメント	月途中で予防給付から総合事業に移行した場合の給付管理票の作成と給付費の請求方法について	転居のため月途中で介護予防訪問介護の利用を終了した人が、同月中に転居先で総合事業の通所型サービスを利用した場合、給付管理票への記載と介護予防支援(介護予防マネジメント)の請求はどのように行えばよいか。	同一の給付管理票に、予防給付の介護予防訪問介護と総合事業の通所型サービスを記載し、提出してください。介護予防支援(介護予防マネジメント)の請求は、限度額管理対象の介護予防給付と総合事業を併用していますので、介護予防支援で行ってください。(平成27年6月5日付老健発0605第1号 介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメント(第1号介護予防支援事業)の実施及び介護予防手帳の活用について)	29.4.25	29.4.10

NO	カテゴリ	標題	質問	回答	発出日	受付日
15	訪問介護 通所介護	認定更新に伴い総合事業に移行した場合の契約日と報酬算定について	要支援認定者の更新手続きが有効期間中に完了しなかったため、認定結果が出るまでの間のサービス利用を控えていた。認定結果は再度要支援認定だったが、認定日を契約日として総合事業の契約を締結し、報酬を日割りで算定すればよいか。	<p>①奥州市では、介護予防訪問（通所）介護を利用している要支援認定者の介護予防・日常生活支援総合事業への移行について、介護認定の有効期間の更新時期に合わせ行うこととしています。この場合は、原則として介護予防訪問（通所）介護と総合事業の契約期間に切れ目がないよう契約を締結してください。</p> <p>②なお、要支援認定申請中の被保険者に係る事業対象者認定申請手続きについては、本Q&AのNo.11に掲載しています。状況に応じて市介護保険担当窓口にご相談ください。</p> <p>③また、奥州市介護予防・日常生活支援総合事業における第一号訪問（通所）事業の報酬の日割り請求の取り扱いは、「月額包括報酬の日割り請求に係る適用について（平成28年3月31日付老健局介護保険計画課・振興課／事務連絡 介護保険事務処理システム変更に係る参考資料）」に基づき行うこととしており、平成29年2月13日開催の市ケアマネジメント支援連絡会で説明を行うとともに、市ホームページ上でも公開していますので参考としてください。</p> <p>https://www.city.oshu.iwate.jp/uploaded/attachment/21561.pdf</p>	29.5.30	29.5.15
16	通所介護	（緩和基準サービス）開設補助について	事業所開設に要する補助の予定はあるか。	現時点で補助は予定していません。	29.10.3	-
17	通所介護	（緩和基準サービス）報酬単価について	利用料単位の引き上げはないか。	本サービスの報酬単価は、現在の介護予防訪問介護相当サービスの報酬単価を基に、人員の緩和割合、サービス内容、重りの購入負担から算出しています。単価の変更については、国の報酬改定の動向を見ながら検討していきます。	29.10.3	-
18	通所介護	（緩和基準サービス）対象者と事業所数について	対象者の予測数と事業所の予定数は。	【新しい通所型サービスに係る事業者説明会（第1回）資料：スライド12、13参照】 対象者は平成32年までに概ね180人程度と予測しています。	29.10.3	-
19	通所介護	（緩和基準サービス）送迎について	利用者の送迎を、通所介護や介護予防通所介護相当サービス等の送迎と一緒にしても良いか。	問題ありません。	29.10.3	-
20	通所介護	（緩和基準サービス）外出について	単独実施の場合、行事で外に外出したり、外出先で昼食を取ったりしても良いか。	問題ありません。主たる事業の実施場所で指定を受けることとなりますが、行事での外出を制限するものではありません。	29.10.3	-

NO	カテゴリ	標題	質問	回答	発出日	受付日
21	通所介護	(緩和基準サービス) 従事者の雇用形態について	従事者は非常勤やパート雇用でも良いか。	専従であればフルタイムではなく非常勤・パート雇用でも構いません。	29.10.3	-
22	通所介護	(緩和基準サービス) 事業の実施場所について	地区センターや地区の集会所で実施することは可能か。曜日により実施場所を変えても良いか。	事業の実施に当たっては、市に申請した場所・営業日・営業時間でサービスが提供されることが前提となります。場所を借用して事業を実施することは可能ですが、契約等により場所が確保されていることが明確である必要があります。	29.10.3	-
23	通所介護	(緩和基準サービス) 運営基準について	運営基準に「心身の状況等の把握」とある。今までは看護職員が対応していたが、新しい通所型サービスでは看護職員の配置が必須でなく、どう対応すれば良いか。疾病や既往の管理など、健康管理はどこまで見れば良いのか。	運営基準における「心身の状況等の把握」とは、「サービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない」とされています。また、指定通所介護の具体的取り扱い方針では、「常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する」とされています。 地域包括支援センター等から提供される情報や利用者本人からの聴き取り、主治医意見書、サービス担当者会議等で心身の状況等を把握するとともに、利用時は目視や声掛けなどにより、本人が適切に事業に参加できるよう支援してください。(全ての書類等を揃えなければいけないということではありません)場合によっては、体温や血圧を測定し助言することなども有効です。 なお、いきいき百歳体操の実施に当たっての留意点や指導のポイントなどを講習会でお伝えする予定です。	29.10.3	-
24	通所介護	(緩和基準サービス) 名称について	新しい通所型サービスはどのような名称になるのか。介護予防通所介護相当サービスと差別化し、介護予防の全く新たなサービスと分かるようにしてはどうか。	名称は今後検討します。	29.10.3	-
25	通所介護	(緩和基準サービス) 設備基準について	30人定員のデイサービスで、実際には20人しか利用していない場合、パーテーション等で空間を区切り、10人分は緩和基準サービスに振り分けられると捉えて良いか。	30人定員の空間をパーテーション等で区切って実施する場合、通常デイ20人・新通所型10人と設定することはできますが、通常デイの定員を20人に変更しなければならないため、ご注意ください。	29.10.3	29.10.3

NO	カテゴリ	標題	質問	回答	発出日	受付日
26	通所介護	(緩和基準サービス) 実施形態について	【新しい通所型サービスに係る事業者説明会(第1回)資料:スライド19】 緩和基準サービスを単独で実施する場合の例は、通所介護等とどのように分けて実施するか、通所介護ありきの形で書かれている。通所介護を行っていない事業者が、緩和基準サービスだけを実施しても良いか。	緩和基準サービスだけを実施することは可能です。	29.10.3	29.10.3
27	通所介護	(緩和基準サービス) 設備基準について	利用定員の下限上限はないか。	面積基準は設けていますが、利用者数の下限上限は設けていません。	29.10.3	29.10.3
28	通所介護	(緩和基準サービス) 設備基準について	通所介護と一体的に実施する場合の利用定員、職員配置の考え方について教えてほしい。	サービス提供時、通常デイと緩和基準サービスの利用者の合計人数が、通常デイの定員の範囲内でなければいけません。また、通常デイと緩和基準サービスがそれぞれに人員基準を満たすよう、職員を分けて配置する必要があります。	29.10.3	29.10.3
29	通所介護	(緩和基準サービス) 通所介護等との一体的実施について	通所介護と一体的に実施する場合の利用定員、職員配置の考え方について教えてほしい。	サービス提供時、通常デイと奥州市元気応援型通所サービスの利用者の合計人数が、通常デイの定員の範囲内でなければいけません。また、通常デイと奥州市元気応援型通所サービスがそれぞれに人員基準を満たすよう、職員を分けて配置する必要があります。	30.1.12	-
30	通所介護	(緩和基準サービス) 事業の実施場所について	地域の会館等で実施する場合、契約等により場所が確保されていれば良いとの説明だったが、期間の定めなどはあるか。	事業所の指定期間(6年間)が望ましいですが、長期の契約が難しい場合もあると思われます。継続的な事業実施に向けて最低でも1年間は確保してください。	30.1.12	-
31	通所介護	(緩和基準サービス) 事業の実施場所について	住宅の一部を利用して新しい通所型サービスを実施する場合には、建築基準法の用途変更などの手続きは必要か。	老人デイサービスセンター等の特殊建築物は、変更部分の床面積が100㎡を超える場合に用途変更の手続きが必要となります。	30.1.12	-
32	通所介護	(緩和基準サービス) 事業の実施場所について	法人所有施設のスペースでの実施を考えている。施設の行事と被らないように調整するが、万が一被った場合、同敷地内の別施設のスペースで実施したい。指定申請の際には2カ所分の届け出が必要か。	第1回説明会のQ&A(No.20)で、「主たる事業の実施場所で指定を受けることになるが、行事での外出を制限するものではない」と示しています。 施設の行事と被った場合でも、奥州市元気応援型通所サービスのプログラムを工夫することで対応可能と思われるので、指定申請時に届け出るのは、主たる実施場所のみで構いません。	30.1.12	-

NO	カテゴリ	標題	質問	回答	発出日	受付日
33	通所介護	(緩和基準サービス) 減算の有無について	事業所に連れてきた後に、本人の体調や災害などによりサービス提供時間が2時間を下回った場合、減算などが行われるか。	減算は行いません。2時間を下回るケースは殆どないと思われませんが、送迎を行い事業所まで来ていれば、事業費は算定できるものと考えています。	30.1.12	-
34	通所介護	(緩和基準サービス) 必要な経費の徴収について	昼食等は個別に料金を設定して徴収して良いということだが、サービス実施に必要な経費についても、利用者との契約に基づき徴収しても良いか。	現行サービスと同様に、事前説明に同意を得た上で、利用者との契約に基づき徴収するものであれば可能です。	30.1.12	-
35	通所介護	(緩和基準サービス) 損害賠償保険について	現在、通所介護事業で掛けている損害賠償保険について、奥州市元気応援型通所サービスについても給付の対象となるか。	民間の損害賠償保険の内容は把握していないため、契約している保険会社にご確認ください。	30.1.12	-
36	通所介護	(緩和基準サービス) 設備基準について	現事業所は、延べ床面積での定員上限を下回る定員数で、(地域密着型)通所介護及び介護予防通所介護相当の指定を受けている。 面積基準上余裕がある人数分のスペースを区切って奥州市元気応援型通所サービスを実施することは可能か。また、実施可能な場合、奥州市元気応援型通所サービスのみ1日2単位実施しても良いか。	いずれも実施可能です。 ただし、スペースを区切った場合、既に指定を受けている(地域密着型)通所介護及び介護予防通所介護相当事業所の構造・専用区画等を変更することになるため、指定内容の変更届が必要となりますのでご注意ください。	30.1.12	-
37	通所介護	(緩和基準サービス) 事業の開始時期について	第1回説明会では、指定申請が平成30年2月中で事業開始が4月1日との説明だったが、4月1日以降に事業を開始することも可能か。	可能です。 第1回説明会でお示したのは、あくまでも4月1日指定・事業開始を前提としたスケジュールです。4月1日以降の事業開始を妨げるものではありません。	30.1.12	-
38	通所介護	(緩和基準サービス) 入浴について	入浴はサービスに含まないとのことだが、スライド40のQ&Aには、サービス実施に必要な経費については「事前説明に同意を得た上で、利用者との契約に基づき徴収するものであれば可能」とある。入浴についても同様か。	入浴は、奥州市元気応援型サービスのサービス内容に含まれませんが、実費負担となる利用料金や利用方法などの事前説明を行った上で、入浴施設を使用する旨の契約に基づき利用させることは可能です。	30.1.12	30.1.12

NO	カテゴリ	標題	質問	回答	発出日	受付日
39	通所介護	(緩和基準サービス) 従事者の資格要件について	現行のデイサービスの生活相談員を1年以上していた者については、有資格者等のうち「福祉施設や介護事業所等で1年間以上の従事経験がある者」に該当するか。	該当します。	30.1.12	30.1.12
40	通所介護	(緩和基準サービス) 事業費請求について	報酬単価に、処遇改善加算を加えて請求できるか。	奥州市元気応援型通所サービスについては、各種加算の対象としません。処遇改善加算についても適用しないものと考えています。	30.1.12	30.1.12
41	通所介護	(緩和基準サービス) 各種届出について	(別紙19)介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書<指定事業者用>について、加算がなく報酬単価だけの報酬であれば、当該届出書は不必要ではないか。	当該届出書がいわゆる「事業費算定届」です。この届出書により岩手県国民健康保険団体連合会を通じた請求・支払いが可能となるものですので、指定申請に併せて提出をお願いします。	30.1.12	30.1.12
42	通所介護	(緩和基準サービス) 各種届出について	4月1日指定分の指定申請は2月中に行うよう説明があったが、決定までにどの程度の期間がかかるか。	4月1日から事業を開始する場合について、2月1日から2月28日までに指定申請書の提出をお願いするものです。通常、2～3週間程度で事業所番号が付番され、その旨の通知を発送しますが、この時期は、地域密着型サービス事業所など市が指定する事業所の指定更新時期と重なるため、県のシステム登録作業が繁忙となり、1カ月程度かかる可能性もあります。しかしながら、2月28日までに指定申請書を提出していただいたものについては、4月1日までに通知できるように手続きを進めたいと考えています。	30.1.12	30.1.12
43	通所介護	(緩和基準サービス) 実施に向けた準備について	契約締結等は4月1日以降に行うようにとのことだが、利用者の人数が多い場合などには対応しきれないと思われる。事業所番号の通知がなされた時点から、契約締結等を行うことはできないのか。	指定となった旨は4月1日に間に合うよう、4月1日以前に通知しますが、指定の有効期間の開始日が平成30年4月1日となりますので、重要事項の同意日や契約締結日は同日以降の日付となります。ただし、契約締結に向けた事業内容や契約内容の説明、アセスメント、サービス担当者会議の開催などの事前準備については、3月中に行っても構いませんので、事業開始に向けて対応していただきたい。	30.1.12	30.1.12

NO	カテゴリ	標題	質問	回答	発出日	受付日
44	通所介護	(介護予防相当サービス) (緩和基準サービス) 月途中で事業所変更した場合の報酬算定について	月途中で介護予防通所介護相当サービス事業所から元気応援型通所サービス事業所へ変更した(またはその逆の場合、どのように報酬を算定するのか。	奥州市介護予防・日常生活支援総合事業における第一号訪問(通所)事業の報酬の日割り請求の取扱いは、「月額包括報酬の日割り請求に係る適用について(平成28年3月31日付老健局介護保険計画課・振興課/事務連絡 介護保険事務処理システム変更に係る参考資料)」に基づき行うこととしており、その中で「サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)」は日割り請求の対象とされていません。 介護予防通所介護相当サービスと元気応援型通所サービスはいずれも第一号通所事業かつ給付管理対象のサービスであることから、これらのサービスで事業所の変更を行った場合、月額包括報酬である介護予防通所介護相当サービスについては日割り請求を行うこととします。	30.9.11	30.8.22
45	通所介護	(介護予防相当サービス) (緩和基準サービス) 通所型サービス利用中のサービス担当者会議の開催について	奥州市元気応援型通所サービスの提供時間内にサービス担当者会議を開催した場合、報酬算定に影響はないか。(サービス利用中にサービス担当者会議を開催してよいか)	通所型サービスの提供時間内に、提供サービス以外を行うことはできません(サービス担当者会議は通所型サービスの提供サービスに含まれないため、サービス提供時間中に行うことはできません)。よって、サービスの提供時間内にサービス担当者会議を開催した場合、当該日の報酬を算定することはできません。 なお、この取扱いは奥州市元気応援型通所サービスだけでなく、介護予防通所介護相当サービスについても同様です。	1.11.25	1.11.15